

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから令和5年第5回小坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（目時重雄君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

今期定例会において、8月30日開催の議会運営委員会までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情書の写しのとおりであり、陳情第13号 学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、学級編成標準と基礎定数改善による正規教員増を国に要請することについての陳情書は、産業教育常任委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、11番、椿谷竹治君、1番、船水隆一君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（目時重雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。

委員長。

〔議会運営委員長 船水隆一君登壇〕

○議会運営委員長（船水隆一君） おはようございます。

本定例会についての議会運営委員会を8月30日に開催いたしました。

本定例会に係る案件は、認定1件、報告1件、補正予算議案3件、陳情が1件となっており、定例会中の追加予定案件が2件であります。

したがって、議会運営委員会としましては、第1日、9月7日木曜日を初日本会議、第2日、9月8日金曜日は一般質問、終了後、各常任委員会、第3日と第4日は土日のため休会、第5日と第6日の9月11日月曜日と12日火曜日は決算特別委員会、第7日と第8日の9月13日水曜日と14日木曜日は事務整理等で休会、第9日、9月15日金曜日を最終日本会議として、会期を9日間とすることを提案いたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、ただいまの運営委員長の報告のとおり、本日から9月15日までの9日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本定例会の会期は9日間と決定いたしました。

◎町政報告及び教育行政に関する報告

○議長（目時重雄君） 日程第3、町政報告及び教育行政に関する報告について、町長及び教育委員会教育長からの発言を求められております。この際、発言を許可いたします。

まず、町長からお受けいたします。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） おはようございます。

本日は、第5回小坂町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄大変お忙しい中、ご参会を賜り、ありがとうございます。

本日提出いたしますのは、決算の認定1件と報告1件、議案として補正予算3件の計5件

であります。

なお、会期中に人事案件をご提案したいと考えております。いずれの議案につきましても、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、議案の審議に先立ちまして、6月定例会後の町政諸般についてご報告いたします。

初めに、令和5年度普通交付税交付額の決定についてご報告申し上げます。

総務省は、7月28日に各地方公共団体に対する普通交付税の交付額等を決定し、同日、令和5年度普通交付税大綱について閣議報告をいたしました。

全国の市町村分のうち財源不足団体の対前年度当初算定比は、普通交付税交付決定額で2.3%の増、臨時財政対策債発行可能額で43.9%の減で、合わせた実質的な交付税は2.1%の減となっています。

秋田県における市町村分の対前年度当初算定比は、普通交付税交付決定額で0.8%の増、臨時財政対策債発行可能額で46.2%の減で、合わせた実質的な交付税は0.6%の減となっています。

当町においては、普通交付税交付決定額が14億7,586万6,000円で、前年度当初算定額16億6,796万1,000円と比較し、1億9,209万5,000円、11.5%の減となっています。また、臨時財政対策債発行可能額は1,130万3,000円で、対前年度比1,448万1,000円、56.2%の減となりました。この2つを合わせた実質的な交付税額では、対前年度比2億657万6,000円、12.2%の減となっています。

基準財政需要額において、社会福祉費におけるサービス利用人数の減や保健衛生費における国民健康保険被保険者数の減などがあったものの、人口減少等特別対策事業費や包括算定経費における補正係数や単位費用の増、公債費における過疎対策事業債償還額の増などにより、前年度比2.4%の増となりました。

基準財政収入額では、法人税割を主な要因とする市町村民税の増や地方消費税交付金などの増により、前年度比26.5%と大きく増加となりました。

基準財政収入額の増加が基準財政需要額の増加額を上回ったことにより、普通交付税決定額においては、前年度比11.5%減での交付となりました。

臨時財政対策債は、地方財源の不足に対処するため、地方財政法の特例として発行するもので、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入されます。

令和5年度予算計上においては、普通交付税が15億3,000万円であることから、5,413万

4,000円の予算割れとなり、臨時財政対策債が4,000万円であることから2,869万7,000円の予算割れとなり、これらを合わせると8,283万1,000円となります。

市町村民税の伸び率が当初予算算定時の想定を大きく超え、基準財政収入額が大幅に増加したことが、予算割れの原因となります。

年度途中における普通交付税の減額補正は、財政運営に大きな影響を与えることから、当初予算編成における算定見積りには、今まで以上に、より適切に基礎数値の把握に努めてまいりたいと存じます。

なお、交付税決定に伴う財源不足については、財政調整基金からの繰入れにより財政調整することとし、一般会計第3号補正予算において提案させていただいております。

以上、令和5年度普通交付税の交付額等の決定について報告いたします。

次に、新型コロナワクチン接種についてご報告申し上げます。

春開始接種は、初回接種完了者で65歳以上の方、12歳から64歳までの基礎疾患を有する方、医療従事者等を対象に、小坂町診療所において6月6日から7月31日まで実施し、接種された方が1,760人となったほか、医療従事者等の方で他市町村で接種された方が64人おり、合わせて1,824人の方が接種を終えております。

続く秋開始接種の対象者は、12歳以上の初回接種完了者で対象者を3回に分け、第1弾が9月22日から10月14日まで、第2弾が10月25日から11月8日まで、第3弾が11月25日から12月9日までの予定で準備を進めております。

これまで同様、指定期間内にコールセンターで受付し、小坂町診療所での個別接種で対応いたします。

また、5歳から11歳の児童の初回接種と秋開始接種は鹿角市に、生後6か月から4歳までの乳幼児の初回接種は大館市に引き続き依頼し、対応していただく予定でございます。

町民の皆様には、新型コロナワクチン接種により、新型コロナウイルス感染症の重症化予防効果や発症予防効果の向上が期待されると考えられているため、接種をご検討いただくようお願い申し上げます。

次に、令和5年度の普通共用林野の運営状況についてご報告申し上げます。

入林料徴収につきましては、昨年大雨により道路が崩壊して通行止めになりました白地林道入口の第1関門に注意喚起をするために設置した箇所を含めて、昨年同様、樹海ライン沿いの5か所に関門を設置し、5月19日から6月13日までの26日間で行いました。

期間中の入林者数は、延べ人数で町外者が2,879人、町内者529人、計3,408人という結果

となり、特に大きな事故等もなく終了いたしました。

これを昨年の実績と比べますと、町外者は322人の減、町内者は126人の減で、計448人の減となりました。

なお、入林許可証は246人の町民に交付しております。

収支状況につきましては、年度途中であることから、決算見込みとして報告を受けており、収入が約347万円に対し支出は約329万円、およそ18万円ほどの黒字となる見込みでございます。

次に、日本山ぶどうワインコンクールについてご報告申し上げます。

7月14日から16日まで、小坂町を会場に開催した第1回日本山ぶどうワインコンクールは、出品ワイナリーは41社、出品点数は赤ワイン部門83点、白ワイン部門6点、ロゼワイン部門9点、スパークリングワイン部門5点の103点でありました。

審査会は、7月14日、15日の2日間、ホテル小坂ゴールドパレスを会場に、国内外に発信力を持つ審査員6名を招聘して、大橋健一マスター・オブ・ワインが審査総括を務めて行われました。

審査表には8区分に分けた醸造地域、アルコール度数、ビンテージ、たる使用の有無、品種名のみが表記され、ワイナリーの名称や商品名は全てブラインドとしております。審査には公正で厳密なチェックをするため、第三者の日本ソムリエ協会理事に立会いをしていただくとともに、報道機関にも公開いたしました。

初日の審査で赤ワイン47点、白ワイン5点、ロゼワイン5点、スパークリングワイン5点の合計62点がメダル候補として残り、2日目の審査で最終的にメダルを確定しました。

地元の小坂七滝ワイナリーでは9点出品して6点がメダルを獲得し、その中でも2点が金賞である紫（ゆかり）賞を受賞しました。

結果については専用ホームページで公表するとともに、山ぶどうワインのさらなる醸造技術向上につなげていただきたいという審査員の意向で、出品ワインの全てに審査員のコメントを入れて報告いたしました。

町ではワイナリー事業推進のため、醸造部門とマーケティング部門で2名のアドバイザーに指導いただいております。醸造スタッフもそれに応えた結果であったと思います。ブドウ生産者の努力のたまものでもあり、このような体制で当町のワイナリー事業が運営できていることを誇りに思っております。

開催期間中は岩手県葛巻町と連携し、北東北山ぶどうワインツアーを実施いたしました。

参加者はブドウ生産者やワイン醸造関係者で全国から28名が参加し、2泊3日の日程で、岩手くずまきワインと山ぶどう生産圃場の視察や、最終日には小坂七滝ワイナリーと鶉ぶどう園、小坂鉱山事務所のガイドツアーも行われました。

康楽館で行われた日本山ぶどうワインフォーラムには、ワインツアー参加者のほか、多くの町民や町内外からワイン醸造関係者、ブドウ生産者、酒販店、飲食店関係者などコンクール運営関係者も含めて150名ほどが参加いたしました。

開催期間中のおもてなしは、町が取り組むワイナリー事業を中心としたグリーンツーリズム推進をテーマに、町を代表する食材、桃豚、十和田湖ひめますを中心に、鹿角牛など秋田の食材もふんだんに使ったメニューを宿泊先と連携して作成し、山ぶどうワインとのフルコースを堪能いただきました。

日本山ぶどうワインコンクール開催の目的は、全国の山ぶどう及び山ぶどう系品種で造るワイナリーと連携し、山ぶどうワインの認知度向上を図ることではありますが、当町で開催した意義は、産地としての魅力向上とワイナリー事業を中心としたグリーンツーリズム推進による地域の活性化でございます。

小坂町に滞在しておいしい料理とワインを楽しむ観光客が増加して、ワイナリー事業に興味のある方が移住や就農などで町に定住し、ブドウの生産、ワイン醸造、観光事業等に從事できる体制を構築する上で、今回の旅行ツアーの企画やおもてなしメニューの作成、宿泊施設や旅行代理店との連携は生かされていくものと期待をしております。

次に、当日配付の町政報告、第60回秋田県消防操法大会についてご報告申し上げます。

秋田県消防操法大会が去る8月19日に由利本荘市の秋田県消防学校を会場に行われ、小坂町消防団第4分団第3部が、秋田県消防協会鹿角支部を代表して小型ポンプの部に出場いたしました。

第3部は6月25日に行われた小坂町消防訓練大会で優勝し、続く7月2日に行われた秋田県消防協会鹿角支部消防訓練大会でも見事優勝し、鹿角支部の代表として、秋田県消防操法大会出場を勝ち取りました。

第3部の県操法大会への出場は10回連続14度目となり、うち全県優勝1回、準優勝2回を果たしております。

今回の大会でも優勝を目指して、7月中旬から大会前日まで、約1か月の長期間にわたり、鹿角広域消防署の操法指導員から指導を受けて、早朝や夕方の訓練を積み重ねてまいりました。

消防団全体としても、団長をはじめとする協力体制の下、各団員が交代で練習の補助や激励を行い、出場隊の訓練を長期間にわたり支えてまいりました。

大会では、9チーム中6番目の出場順で、優勝候補より後の操法実施に各操作員ともプレッシャーがかかる順番でありましたが、チーム一同すばらしい消防操法を披露していただきました。

結果は惜しくも準優勝となりましたが、操作員が優秀選手賞に選ばれるなど、これまで積み重ねてきた技術、気力、団結力は優勝した出場隊と比較しても、決して引けを取らない内容でありました。

今後も他の分団も切磋琢磨し競い合い、消防団全体の技術向上を図っていただきたいと希望するものでございます。

次に、水稻の生育状況についてご報告申し上げます。

鹿角地域振興局農林部農業振興普及課の調査によりますと、鹿角地域管内の出穂期は平年よりも2日早い8月2日になりましたが、生育状況は圃場により差が見られております。

8月21日に実施した水稻定点調査では、穂数は田植後から6月上旬にかけての低温により、分けつの発生が抑制されたことから、1㎡当たり435本で平年比90%と少なくなりました。また、1穂当たりの着粒数は69.4粒で、平年比101%と平年並みの状況であります。

穂数に1穂当たりの着粒数を掛け合わせた1㎡当たりの着粒数は、1穂当たりの着粒数は平年並みですが、穂数が少ないことから平年比91%と少なくなっております。

病害虫につきましては、特に水田内に雑草が発生している圃場で、斑点米カメムシ類の発生が多い状況であり、斑点米被害に注意する必要があります。

また、高温が続いていることから登熟は早くなると考えられるため、収穫適期を逃さないよう、良質米生産へ向け注意喚起してまいります。

以上で、町政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長。

〔教育長 澤口康夫君登壇〕

○教育長（澤口康夫君） おはようございます。

教育行政についてご報告申し上げます。

初めに、小坂小学校児童、小坂中学校生徒の活躍についてご報告申し上げます。

6月17日、18日に鹿角中学校総合体育大会が開催されました。鹿角市総合競技場で開催された陸上競技大会では、金丸拓寛さんが男子共通3,000mと男子2・3年1,500mで1位、

佐藤由奈さんが女子共通1,500mと女子共通800mで1位、女子1年1,500mで澤口未昊さんが2位、女子共通100m障害で小畑結愛さんが3位、女子低学年400mリレーで2位となるなど、参加選手一人一人が練習の成果を発揮してくれました。

野球は八幡平中との合同チームで挑みましたが、惜しくも準優勝となりました。

バスケットボールでは男子が49年ぶりの優勝、女子は2位、卓球は女子団体が2位、男子団体は3位となり、女子個人では山口絢音さんが決勝リーグに進み、4位となりました。

鹿角中学校総体の上位入賞者は、7月15日から23日までに開催された全県中学校総体に駒を進め健闘しました。また、陸上の女子共通1,500mで佐藤由奈さんが4位となり、8月9日、10日に盛岡市で開催された東北中学校陸上大会へ出場を果たし健闘いたしました。

7月8日、9日に開催された鹿角ミニバスケットボール夏季大会では、スポーツ少年団男子は十和田小との合同チームで挑み準優勝、女子小坂レッドウェーブは最後まで全力で戦い抜きました。

7月2日には鹿角小学校クラブ野球大会で小坂スピリッツが出場し、最後まで全力で戦い抜きました。

また、スクールバンド部や吹奏楽部の活躍もありました。

7月24日、秋田市で開催された第30回秋田県小学校バンドフェスティバルに小坂小学校スクールバンド部が出場、エネルギーサウンド賞を受賞しました。

小坂中学校吹奏楽部は、7月8日に行われた吹奏楽コンクール県北地区大会で7年連続の金賞を受賞し、また7月29日に行われた全日本吹奏楽コンクール第65回秋田県大会で金賞を受賞、9月3日に宮城県石巻市での東北大会に出場し、銀賞を獲得しました。部活動での根気強い努力の成果であり、一人一人の演奏技術が向上している結果と考えております。

児童生徒の活躍は、小中一貫校として、小学校での学びが中学校へとうまくつながり、切磋琢磨している姿であり、日々の練習における学校、保護者をはじめ、地域の指導者や関係団体の皆様のご理解、ご指導のたまものと思っております。

今後とも、児童生徒が伸びやかに成長していけるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、教育委員会事務の点検・評価についてご報告申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うことが義務づけられております。

小坂町教育委員会においても、昨年に引き続き、令和4年度について法律の趣旨にのっとり、教育委員会事務の点検及び評価を行いました。

内部評価を実施し外部評価者から意見をいただいた結果、36事業のうち「期待した効果が得られた」が22事業、「おおむね期待した効果が得られた」が8事業、「期待した効果を下回った」が4事業、「期待した成果を得られなかった」はなくゼロ事業、「効果が少なく向上の見込みがない」が2事業となりました。

「効果が少なく向上の見込みがない」の2事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を縮小、または中止したため、指標値が25%以下となったものであります。

この評価を踏まえ、各事業の課題について、より一層効果を高めるための取組やより効果的な実施方法、民間との役割分担を踏まえた町の関与の見直し等について検討し、各教育施策のさらなる充実に向けて取り組んでまいります。

次に、町の外国語指導助手の交代についてご報告申し上げます。

令和4年8月に7代目外国語指導助手として赴任した前任のイザベル・ザンゴリヤさんは、外国語指導助手として小中学校で活躍し、1年間、児童生徒の英語力向上や町民の国際理解や語学力の向上に力を尽くしてくださいました。特に、楽しみながら学べる授業づくりに取り組まれ、大変好評でした。

また、小坂町国際交流協会の事業にも積極的に参加いただきました。

離町に当たり、1年間町民の皆様からお世話になり、温かく接していただいたことに心から感謝いたしておりました。

後任のウエスト・ダレンさんは、アメリカ・インディアナ州出身の男性です。

ダレンさんは7月30日に来日、8月2日から小坂町に居住し、2学期から小坂中学校に勤務し、授業をしております。日本語はまだ不慣れですが、日本の歴史や文化にとっても興味があり、いろいろなことを勉強したいと張り切っております。

皆様には温かく親しく接していただければ幸いに存じます。

以上で、教育行政報告といたします。

○議長（目時重雄君） これで町政報告及び教育行政に関する報告は終了いたします。

◎認定第1号の上程、説明、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第4、認定第1号 令和4年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、決算内容及び別紙意見書の朗読についてはこれを省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提出理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 認定第1号 令和4年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び小坂町水道事業会計決算の認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

上程させていただきました一般会計と8の各特別会計及び水道事業会計の令和4年度歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定によります小坂町監査委員の審査が完了いたしましたので、地方自治法第233条第3項及び第5項の規定により、監査委員の決算審査意見書及び予算の執行実績と主要施策の成果報告書並びに地方自治法施行令第166条第2項に規定する決算附属書類とともに提出いたしますので、地方自治法及び地方公営企業法の規定により議会の認定を賜りたくお願いを申し上げます。

それでは、令和4年度小坂町一般会計の歳入歳出決算からご説明いたします。

一般会計歳入歳出決算は、令和3年度繰越明許費として議決をいただきました7件を含む予算額53億9,277万4,000円に対し、歳入決算額は52億2,238万6,260円、歳出決算額は49億8,167万3,362円で、歳入から歳出を差し引いた形式収支は2億4,071万2,898円の黒字となります。

このうち1億5,039万9,000円が令和5年度への繰越明許費の繰越財源となりますので、実質収支額は9,031万3,898円の黒字決算となりました。

歳入総額は前年度より1億1,170万3,000円、率にして2.1%の減となりました。この要因の主なものは、町税が2億7,083万5,000円増加したものの、地方交付税が1億3,671万1,000円、6.1%、国庫支出金が9,852万1,000円、15.8%、地方債が1億3,241万7,000円、43.8%、それぞれ減少したことによります。

また、収入未済額につきましては、町税と使用料収入において発生しており、町民負担の公平性の確保と健全な財政運営を図る観点から、今後も厳正かつ的確な対応を講じてまいり

ます。

歳出総額は前年度より2億1,972万2,000円、4.2%の減となりました。この要因の主なものは、老人憩の家改修工事や畑作振興センター整備事業、また陸上競技場トラック改修事業終了などにより、民生費が8,211万5,000円、農林水産業費が8,007万3,000円、教育費が3,577万7,000円、それぞれ減少したことによるものでございます。

また、令和4年度末における地方債現在高は39億1,302万5,000円となり、前年度より4億427万5,000円減少いたしました。

一方、財政調整基金と減債基金を合わせた残高は15億9,147万2,000円となり、前年度より1億5,847万円増加いたしました。

次に、各特別会計の決算について申し上げます。

初めに、国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、予算額5億1,464万3,000円に対し、歳入決算額は5億1,181万7,770円、歳出決算額は5億204万1,560円で、実質収支額は977万6,210円の黒字となり、令和5年度へ繰越しいたしました。

なお、保険給付費などの減少により剰余金を確保できましたので、今後の財源調整に備えて国保財政調整基金へ1,500万2,000円を積み増ししたことから、年度末における同基金残高は1億4,507万8,000円となりました。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、予算額8,504万1,000円に対し、歳入決算額は8,498万124円、歳出決算額は8,497万6,059円であります。実質収支額は4,065円の黒字となり、令和5年度へ繰越しいたしました。

介護保険特別会計歳入歳出決算は、保険事業勘定が予算額7億8,932万9,000円に対し、歳入決算額は7億8,745万5,313円、歳出決算額は7億7,936万9,557円であります。実質収支額は808万5,756円となり、令和5年度へ繰越しいたしました。

なお、年度末における介護給付費準備基金の残高は4,060万3,000円となりました。

次に、介護サービス事業勘定は、予算額307万9,000円に対し、歳入歳出決算額とも302万1,167円で、収支差引額はゼロであります。

歯科診療所特別会計歳入歳出決算は、予算額5,750万2,000円に対し、歳入歳出決算額とも5,739万3,055円で、収支差引額ゼロであります。

中小企業従業員退職金等共済事業特別会計歳入歳出決算は、予算額247万5,000円に対し、歳入歳出決算額とも247万3,990円で、収支差引額ゼロであります。

なお、年度末における中退共基金の残高は3,151万3,000円となりました。

菅原ヤエ奨学資金特別会計歳入歳出決算は、予算額229万円に対し、歳入歳出決算額とも228万7,792円で、収支差引額はゼロであります。

下水道事業特別会計歳入歳出決算は、令和3年度の繰越明許費を含み、予算額3億7,547万7,000円に対し、歳入決算額は3億3,768万9,013円、歳出決算額は3億3,440万7,375円で、歳入から歳出を差し引いた形式収支は328万1,638円の黒字となります。

このうち45万8,000円が令和5年度への繰越明許費の繰越財源となりますので、実質収支額は282万3,638円の黒字決算となりました。

なお、下水道事業特別会計につきましては、地方公営企業法が適用されたことに伴い、小坂町下水道事業会計へ引継ぎいたしました。

小坂財産区特別会計歳入歳出決算は、予算額289万2,000円に対し、歳入決算額が288万7,279円、歳出決算額が130万6,096円であります。実質収支額は158万1,183円の黒字で、令和5年度へ繰越いたしました。

なお、年度末における基金残高は、小坂財産区財政調整基金が2,097万8,000円、財産管理運営基金が4,575万5,000円となっております。

最後に、公営企業会計であります水道事業会計決算についてご説明いたします。

収益的収入及び支出は、消費税を含んだ決算額で、収入総額が2億5,929万2,926円で、支出総額が2億4,644万7,172円となりました。この結果、消費税を除いて算定する損益計算書による当年度純利益は741万8,295円となり、前年度繰越利益剰余金が5,343万1,672円でありましたので、当年度未処分利益剰余金6,084万9,967円となりました。

次に、資本的収入及び支出は、消費税を含んだ決算額で、収入総額が2,160万7,000円で、支出総額が2億1,279万7,209円となりました。

なお、資本的収支において不足する額1億9,119万209円は、現年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金で補填いたしました。

なお、不足分は令和4年度同意済企業債未発行分で、翌年度に措置いたしました。

以上が令和4年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の概要であります。

熊谷代表監査委員と鹿兒島監査委員から、去る7月18日から7月26日までの日程で決算審査を行っていただき、7月31日に令和4年度小坂町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書を受領いたしました。

監査委員からご指摘をいただきました事項につきましては、厳正に対処してまいりたいと

考えております。

また、議会の審議に当たりましては、決算書及び予算の執行実績と主要施策の成果報告書を提出させていただいておりますので、各般にわたってご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件につきましては、質疑を省略し、直ちに10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審議することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件につきましては、10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員選任につきましては、小坂町議会委員会条例第5条第1項の規定により、1番、船水隆一君、2番、栗山忠三君、3番、本田佳子君、4番、亀田利美君、5番、菅原明雅君、6番、秋元英俊君、7番、成田直人君、9番、小笠原憲昭君、10番、熊谷聡君、11番、椿谷竹治君、以上10人を委員に指名いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました10人の諸君を決算特別委員に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時54分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

休憩中にお諮りいたしましたように、決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果、委員長には産業教育常任委員長の亀田利美君、副委員長には総務福祉常任委員長の椿谷竹治

君とすることに決定いたしました。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（目時重雄君） 日程第5、報告第4号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

職員に報告書を朗読させますが、諸表及び別紙意見書の朗読については省略いたします。

〔職員報告書朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提出理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 報告第4号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告申し上げます。

平成19年6月、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、町長は、毎年度健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した上で、その意見をつけて議会に報告し、公表することが義務づけられました。法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりご報告申し上げます。

この判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率並びに公営企業に係る資金不足比率の5項目が規定されており、地方公共団体における財政の運営状況について統一的な指標で明らかにし、財政の健全化が必要な場合に迅速な対応を取るために設定されたものであります。

7月18日に実施されました決算審査において、資料を基に審査をいただいております。結果につきましては、決算審査意見書のとおりでございます。

実質赤字額及び連結実質赤字額はありません。

実質公債費比率は14.4%、将来負担比率は39.0%となりました。

実質公債費比率は令和3年度の15.3%と比較して0.9ポイント低下し、将来負担比率は60.1%から21.1ポイント低下しております。

実質公債費比率は、借金の返済に係る元利償還金の財政負担の割合を判断するものであり、地方債の元利償還金のほか、一部事務組合負担金や公営企業会計への繰出金のうち起債の償

還に充てたもの、公債費に準ずる債務負担行為が準元利償還金として幅広く算定に含まれております。

令和4年度の実質公債費比率は、分子において普通会計で負担する元利償還金が減少したこと、また公営企業に対する地方債の償還財源としての繰入金も減少したことにより、分子が対前年度で4.5%減少いたしました。

分母においては、町税収入の増加があったものの、普通交付税並びに臨時財政対策債が減少したことにより、分母が対前年度で0.5%の減少となりました。

分子の減少幅が大きかったことにより負担割合が減少し、単年度における実質公債費比率は前年度比0.9ポイント減少いたしました。

将来負担比率は、一般会計等が将来にわたって負担しなければならない額の負担の度合いがどれくらいなのかを示すもので、地方債現在高や債務負担支出予定額、さらには職員に対する退職金支給額や一部事務組合等に対する公債費負担見込額に係る支出の総額の標準財政規模に対する割合となっています。

令和4年度の将来負担比率は、分子となる地方債残高が大きく減少し、分母となる標準財政規模並びに充当可能基金は前年度と同水準となったことから、対前年度で21.1ポイントの減少となりました。

両比率において前年度比較で改善という結果となり、町の財政は健全な状態にあると判断できるものと考えております。

この4種類の比率は、全て算出の分母に標準財政規模を用いており、標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額や普通交付税の額に左右されることになるほか、さらに当町の場合は、町民法人税が年度により大きく変動することから、将来に備えて、引き続き歳出の抑制や計画的な基金の積立てなど、中長期的な視点に立った財政運営が必要であると考えております。

最後となりましたが、公営企業である水道事業会計、下水道事業特別会計、いずれも資金不足額はありませんでした。

議員皆様におかれましては、今後も当町の財政運営にご指導いただきますようお願い申し上げます。誠に簡単ではありますが報告といたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第4号は終結いたします。

◎議案第79号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第79号 令和5年度小坂町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第79号 令和5年度小坂町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、町道などの除排雪経費や農業機械の導入を支援する低コスト技術等導入支援事業、化学肥料低減機械等導入支援事業などの予算を措置したほか、必要経費の調整額を補正しております。

その結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1億5,778万4,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算の総額を46億9,001万9,000円にするものであります。

補正財源は、事業に関連する国・県支出金などの特定財源を充当したほか、町政報告で述べましたとおり、普通交付税が当初予算から大きく減額決定となったことから、特別交付税のほか不足する一般財源として財政調整基金繰入金で調整しております。

第2条の地方債補正においては、臨時財政対策債の限度額をその決定額に合わせて減額し、限度額総額をこれまでの既決額から2,869万7,000円減額して、1億4,920万3,000円に変更しております。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） それでは、一般会計補正予算（第3号）の詳細について、歳出から説明いたしますので、8ページをお開きください。

あわせて、項目ごとに係る歳入についても説明してまいります。

2 款総務費、1 項総務管理費、4 目財産管理費、12 節の業務委託料は、旧十和田分館の除排雪作業分です。

5 目企画費、12 節の業務委託料は、移住体験住宅の除排雪作業分です。

6 目電子計算費、18 節秋田県町村電算システム共同事業組合負担金は、国のサーバーを利用した地方公共団体情報システムの標準化・共通化に伴う分析作業に係る分として50万8,000円を計上しています。

財源内訳欄の国県支出金50万8,000円は、デジタル基盤改革支援国庫補助金です。

10 目電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付費、18 節の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金は、1 月 1 日以降の転入者等、新たな要因により不足が見込まれることから51世帯分を追加で措置しています。

財源内訳欄の国県支出金153万円は、新型コロナウイルス感染症対応事業費分の地方創生臨時交付金です。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、18 節のあんしん除雪支援事業補助金は、生活弱者世帯の間口除雪を行う自治会に対して交付するもので、1 世帯当たり 1 万円の70世帯分を見込み70万円の計上です。

5 目障害者福祉費、19 節扶助費の人工透析者通院自動車燃料費は不足見込み分を、障害児通所給付費は、給付対象者の増によりそれぞれ増額しております。22 節国庫支出金返還金は、前年度の障害者自立支援給付費や障害者医療費などに係る国庫負担金などについて、その精算により返還が生じることから予算化したものです。

財源内訳欄の国県支出金197万1,000円は、障害児入所給付費等国庫負担金131万4,000円と県負担金65万7,000円です。

7 目介護保険費、22 節国庫支出金返還金は、低所得者介護保険料軽減分の前年度実績による精算分です。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目予防費、22 節国庫支出金返還金は、新型コロナウイルスワクチン接種事業などの前年度実績による精算分です。

6 目健康増進事業費、22 節国庫支出金返還金は、がん検診総合支援事業の前年度実績による精算です。

6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費、10 節消耗品費は、鳥獣被害対策実施隊の全県統一デザインユニフォームを11着購入する費用として7万3,000円の計上です。17 節

屋外用器具購入費は、熊の出没が増えていることから、熊捕獲用箱わなを新たに2基購入する費用として措置しております。

18節低コスト技術等導入支援事業補助金は、県内農業者の所得維持、スマート技術等を活用した省人化・低コスト化と効率的な農業経営が展開できるように必要な機械、設備の導入等を支援するもので、直進アシスト付トラクター2台及び田植機1台の購入分に対する2分の1補助として948万円、化学肥料低減機械等導入支援事業補助金は、肥料の価格高騰への対応、化学肥料低減体系への転換を促進するため、施肥低減や堆肥の利活用につながる機械等の導入を支援するもので、可変施肥機能付田植機1台の購入分の2分の1補助として254万5,000円を計上しました。

財源内訳欄、国県支出金1,205万8,000円は、低コスト技術等導入支援事業費県補助金948万円と、化学肥料低減機械等導入支援事業費県補助金254万5,000円と、鳥獣被害対策実施隊支援事業県補助金3万3,000円です。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、10節修繕料10万円は、不足が見込まれる七滝活性化拠点センターの小破修繕料です。18節起業支援（創業チャレンジ）補助金は、当初予算で1件分の予算措置をしておりますが、2件の申請があったため、1件分100万円を追加計上するものです。

3目観光費、12節の業務委託料は、観光施設の除排雪経費分です。

4目康楽館費、12節の業務委託料は、役者住宅の除排雪作業分です。

9目十和田湖観光振興センター費、こちらは本年10月のオープンを予定しておりました道の駅がオープンが延期になったことから、管理経費の不用見込み分を精算により680万8,000円減額しております。

財源内訳欄、その他の121万円の減額は、雑入で見込んでいた電気使用料分です。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、18節住宅リフォーム支援事業補助金は、今年度も利用が好調なことから500万円を追加するものです。

私道整備費補助金は、2件の申請に対応するため152万6,000円を措置しています。

2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、あとは次のページお願いします。

14節の設備改修工事費313万5,000円は、除雪センターの消防立入検査指摘事項に対応するための改修を行うものです。それ以外の補正は町道除雪に係る経費で1億2,105万3,000円を計上いたしました。主な除雪体制は昨年度と同様の体制としておりますが、人件費や燃料代などの高騰により、前年度比で465万5,000円の増となっております。

財源内訳欄、その他の313万5,000円は、除雪センター改修に係る公共施設等総合管理基金繰入金です。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、こちらは新たに部活動地域移行検討委員会を立ち上げ開催する経費を措置しております。委員15名で4回の開催を見込み、7節報償費と8節費用弁償にそれぞれ出席謝礼と出席旅費を計上しました。

2項小学校費、1目学校管理費、12節の業務委託料は、給食棟及び玄関の雪下ろし作業に係るものです。

3項中学校費、1目学校管理費、10節の修繕料18万円は、避難用外階段の扉補修に係る経費です。

4項社会教育費、1目社会教育総務費、教育留学事業の今年度の実施が見込めないことから、関係する経費を全額ゼロ精算とするものです。

財源内訳欄の国県支出金30万円の減額は教育留学推進事業県委託金、その他の19万5,000円の減額は各種事業参加料分です。

3目芸術文化振興費、12節業務委託料は、中小路の館の雪下ろし作業に係る分です。

4目社会教育施設管理費、10節修繕料は、消防点検の指摘によるセパームの消火栓ホース交換に係る経費です。12節業務委託料は、川上公民館に係る除排雪経費分です。13節機械器具借料は、川上公民館の仮設トイレ設置リース料分です。14節設備補修工事費は、七滝コミュニティセンターの高圧機器更新工事について、当初予算で857万6,000円の計上がありますが、材料高騰及び追加工事により不足が生ずるため331万7,000円を追加補正するものです。

6目図書館費及び7目郷土館費は、いずれも10節修繕料で、小破修繕料の不足見込み分を追加しております。

5項保健体育費、2目体育施設費、10節修繕料は、セパームアリーナに係る小破修繕の分です。14節設備改修工事費114万4,000円は、中央公園ステージ上部のパイプワイヤー改修に係る経費です。17節機械器具購入費は、みんなの運動公園の乗用芝刈り機の乗用モアが故障により使用不能になっていることから、新しいものを購入する経費として120万円を措置しました。

4目学校給食費、10節修繕料は、不足見込み分です。

続いて、歳入のほうを説明いたします。歳入で措置した一般財源について、6ページから説明いたします。

これまで説明いたしました歳出歳入の補正予算において不足する一般財源については、10款地方交付税で特別交付税1億2,400万円、19款繰越金7,000円、18款財政調整基金繰入金を9,911万1,000円措置して収支の調整を図っています。

普通交付税は、今回の補正で決定額の14億7,586万6,000円に合わせて予算措置し、5,413万4,000円減額しました。21款1項町債、6目臨時財政対策債は、その決定額に合わせて2,869万7,000円を減額しております。

次に、4ページをお開きください。

地方債補正です。臨時財政対策債に係る今回の補正に合わせて限度額を変更しております。この結果、総額を2,869万7,000円減額して、その限度額を1億4,920万3,000円とするものです。

以上で詳細の説明を終わります。

○議長（目時重雄君） 議案第79号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第80号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第80号 令和5年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第80号 令和5年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

保険事業勘定においては、既決予算額に歳入歳出とも2,123万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を8億2,149万1,000円にするものであります。

歳出補正の主な内容は、2款2項1目支援サービス等諸費は、実績が見込みより多く推移していることから60万7,000円を追加し、6款1項2目償還金は、前年度の決算見込みによ

る国・県の負担金等の返還金として2,062万8,000円を追加するものであります。

歳入補正の主な内容は、3款国庫支出金において、1項1目介護給付費負担金について、歳出の実績見込みによる国負担分として694万6,000円を追加し、2項1目財政調整交付金について、交付確定に伴い620万5,000円を追加するものであります。

また、8款繰越金においては、前年度繰越金として808万4,000円を追加するものでございます。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第80号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第81号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第81号 令和5年度小坂町小坂財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第81号 令和5年度小坂町小坂財産区特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出予算総額に歳入歳出とも195万円を追加し、歳入歳出予算の総額を470万円にするものであります。

歳入は、令和4年度本会計決算において生じた歳入歳出差引額158万1,000円を全額予算化するため、繰越金158万1,000円を措置したほか、小坂鉦山字尾樽部地内の立木売払収入36万9,000円を計上いたしました。

歳出は、21節の収益補償金に、立木売払収入相当分の36万9,000円について、川下入会集団への支払い分として計上しました。

24節の基金積立金は、小坂財産区特別会計の健全な財政運営を図ることを目的とした小坂財産区財政調整基金に、今回歳入で措置した繰越金相当額を積み立てるものであります。

この積立てにより、本基金の年度末残高は2,099万7,000円となる見込みでございます。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第81号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は9月8日午前10時から再開し、一般質問を行います。

散会 午前11時26分